

(要旨)

当裁判所の判断の理論構成は、これまでになされた最高裁判決の多数意見と同旨であるが、それによっても福岡県選挙区の投票価値の較差は違憲とするものである。すなわち、投票価値の平等は、議会制民主主義の根幹をなす憲法上の最重要の要請である。他方、憲法は、二院制を採用し、参議院には衆議院とは異なった機能である独自性を求め、また、国会議員選出のための選挙制度を定めるについては国会の立法にゆだねている。これらからすると、国会にはその憲法上の各要請を調和させる選挙制度を定めることについての立法裁量権がある。しかしながら、投票価値に形式的な不平等があっても立法裁量の見地から当初は合憲とされていた選挙制度であっても、その後の人口分布状態の著しい変動等からその合理性が失われたにもかかわらず、国会においては特段の事由もないのに、速やかにその改正の措置を講じないときは、同選挙制度はその段階で違憲となり、それに基づいて施行された選挙は無効となると解される。

本件参議院議員通常選挙の投票価値の全国の選挙区間の最大較差は1対5.00であり、福岡県選挙区における較差は1対4.20であったが、参議院議員選挙に関する累次の法改正の経緯及びこれまでの最高裁判所判決の判断内容等に照らすと、福岡県選挙区の投票価値の看過し得ない著しい較差は、国会が適正な法改正を怠ったことにより、その立法裁量権の範囲を逸脱させた結果にあると判断せざるを得ない。また、国会は最高裁判決によってその較差を是正する必要があるとの指摘を受け、その改正の必要性を自認しながら、その改正手続に必要な期間があったにもかかわらず、その実現を怠ったものである。

したがって、本件選挙において著しい較差を生じさせた公職選挙法の福岡県選挙区の議員定数配分規定は違憲であり、それに基づいた福岡県選挙区の選挙は法理論上の原則では無効であるが、それを直ちに無効とするときには、国民に回復しがたい損失等の虞があるので、事情判決の法理に準じて、原告の選挙無効の請求は棄却するが、主文において本件選挙の違法を宣言するに止めるものである。